

# 新型コロナウイルス感染症対策支援内容一覧

小川町

受付・お問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

令和2年6月17日現在 支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

番号	制度の名称	支援内容	適用条件等	問合せ窓口
1	<a href="#">特別定額給付金</a>	給付対象者1人につき10万円が給付されます。	給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）時点で、住民基本台帳に記録されている方 受給権者（申請者）は、その方の属する世帯の世帯主	政策推進課 特別定額給付金室 0493-53-6055 内線460～462
2	<a href="#">水道料金・下水道使用料の支払い関係</a>	①料金支払いに関する相談を随時受付（分納に応じる等の対応が可能） ②給水停止措置の緩和	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、水道料金等の支払いが一時的に困難になった方 提出書類 ①納付誓約書（納付計画を立てていただきます。） ②新型コロナウイルス感染症の影響に伴う状況調書	上下水道課 0493-72-1221 内線182・241
3	<a href="#">農業集落排水処理施設使用料の支払い関係</a>	①料金支払いに関する相談を随時受付（支払い猶予が可能）	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、農業集落排水処理施設使用料等の支払いが一時的に困難になった方 提出書類 ①新型コロナウイルス感染症の影響に伴う状況調書	上下水道課 0493-72-1221 内線363
4	<a href="#">国民健康保険税の減免</a>	新型コロナウイルス感染症の影響により要件を満たす方は、国民健康保険税が減免となります。	【減免の対象となる方】 ① 主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒保険税を全額免除 ② 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方⇒保険税の一部を減額 ○要件 世帯の主たる生計維持者について、（1）～（3）のすべてに該当する世帯 （1）事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること （2）前年の所得の合計額が1000万円以下であること （3）収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること ○減免額の計算式 減免対象保険税額に減免割合（前年の合計所得金額により10分の2～10分の10の割合）をかけた金額になります  【減免額の詳細な計算式】、【減免の対象となる保険税】、【申請受付期間】、【申請方法】、【提出書類】等については <a href="#">国民健康保険税の減免ページ</a> 又は広報7月号でご確認ください。	税務課 住民税担当 0493-72-1221 （内線131～133）

# 新型コロナウイルス感染症対策支援内容一覧

小川町

受付・お問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

令和2年6月17日現在 支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

番号	制度の名称	支援内容	適用条件等	問合せ窓口
5	町税等の徴収猶予	事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、町税等の徴収を猶予します（税額は変わりません）。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。	①令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。かつ②一時に納税を行うことが困難であること。 【猶予対象】令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税等。 【提出書類】「徴収猶予申請書」のほか、収入や現預金の状況が分かる資料。 【申請期限】令和2年6月30日、又は各納期限のいずれか遅い日。 （まとめて申請できるのは、納期限が翌月に到来するものまでです。） 【提出方法】なるべく郵送又はeLTAX(電子申請)にて御提出ください。 ※先に国税、県税、社会保険料等の猶予や国有財産貸付料等の履行延期を受けた方は、申請書の記載を大部分省略できます。	税務課 納税担当 0493-72-1221 内線123~126
6	国民健康保険傷病手当金の支給	国民健康保険被保険者の方で、被用者の方が感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養などで仕事を欠勤し、給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険に加入している方</li> <li>給与等の支払いを受けている方</li> <li>新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養などで仕事を欠勤し、給与の全部または一部を受けることができない方</li> <li>連続した3日間の待機を満たしたうえ、4日目以降も労務不能である方</li> </ul>	町民課 0493-72-1221 内線147~149
7	傷病手当金の支給申請書の受付	後期高齢者医療被保険者の方で、被用者の方が感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養などで仕事を欠勤し、給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療制度の被保険者の方</li> <li>給与等の支払いを受けている方</li> <li>新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養などで仕事を欠勤し、給与の全部または一部を受けることができない方</li> <li>連続した3日間の待機を満たしたうえ、4日目以降も労務不能である方</li> </ul>	町民課 0493-72-1221 内線147~149
8	早期不妊検査・不育症検査・早期不妊治療費助成事業	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、不妊検査・不育症検査・不妊治療を延期している方に申請期間の延長を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦の双方または一方が小川町に住所を有し町税の滞納が無い方</li> <li>早期不妊検査・不育症検査</li> </ul> <p>令和2年3月31日時点で妻が42歳の場合、44歳の前日までを対象とする。また、令和2年3月31日時点で検査を開始している場合は、令和3年3月31日までの検査を助成対象とする。検査終了日が令和2年2月1日から令和2年3月31日の場合、令和2年10月30日まで申請可。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>早期不妊治療</li> </ul> <p>令和2年3月31日時点で妻が34歳の場合、36歳の前日まで対象とする。治療の終期が令和2年3月31日以前である治療のうち、埼玉県の支給決定通知書施行日から60日を経過した日が令和2年4月1日以降の場合、①令和2年10月30日②支給決定通知書の施行日から60日のいずれか遅い日とする。</p> <p>※この他に条件あり。</p>	子育て支援課 0493-81-6181

# 新型コロナウイルス感染症対策支援内容一覧

小川町

受付・お問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

令和2年6月17日現在 支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

番号	制度の名称	支援内容	適用条件等	問合せ窓口
9	心理相談	子育てに関する不安やストレスを抱える親子に対し、心理士による個別の相談を行います。	乳幼児とその保護者を対象とする。	子育て支援課 0493-81-6181
10	こども医療費支給事業	外出を控えるなどの理由から手続きが遅れる場合には、やむを得ない理由による登録期間の延長を行います。	外出を控えた等により登録申請をすることができなかった場合。	子育て支援課 0493-81-6181
11	ひとり親家庭等医療費支給事業	外出を控えるなどの理由から手続きが遅れる場合には、やむを得ない理由による登録期間の延長を行います。	外出を控えた等により登録申請をすることができなかった場合。	子育て支援課 0493-81-6181
12	児童手当	児童手当の申請期間の延長 外出を控えるなどの理由から手続きが遅れる場合は、その理由がやんだ後15日以内に請求をした場合、翌月から認定。	外出を控えた等により認定請求をすることができなかった場合。 令和2年2月から適用。	子育て支援課 0493-81-6181
13	児童扶養手当	児童扶養手当の申請期間の延長 外出を控えるなどの理由から手続きが遅れる場合は、その理由がやんだ後15日以内に請求をした場合、翌月から認定。	外出を控えた等により認定請求をすることができなかった場合。 令和2年2月から適用。	子育て支援課 0493-81-6181
14	特別児童扶養手当	特別児童手当の申請期間の延長 外出を控えるなどの理由から手続きが遅れる場合は、その理由がやんだ後15日以内に請求をした場合、翌月から認定。	外出を控えた等により認定請求をすることができなかった場合。 令和2年2月から適用。	子育て支援課 0493-81-6181
15	<a href="#">子育て世帯への臨時特別給付金</a>	対象児童1人につき、1万円の給付	支給対象者は、令和2年4月分（令和2年3月分）の児童手当の受給者 ※H16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子どもが対象児童（令和2年4月より高校1年生になった児童は給付金の対象） ※所得制限限度額以上のため、特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給を受けている受給者は支給対象にはなりません	子育て支援課 0493-81-6181

# 新型コロナウイルス感染症対策支援内容一覧

小川町

受付・お問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

令和2年6月17日現在 支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

番号	制度の名称	支援内容	適用条件等	問合せ窓口
16	<a href="#">保育所保育料の減免について</a>	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための協力保育により登所（園）を控えた児童に対し、保育料の日割り減免を実施	令和2年4月13日から令和2年5月31日までの間で、登所（園）を控えた児童	子育て支援課 総合保育担当 0493-81-6181
17	<a href="#">町営住宅の家賃減免やお支払方法の相談等について</a>	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した為に、町営住宅家賃のお支払いにお困りの方に対し、家賃減免やお支払方法の相談等をお受けいたします。	1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、お勤め先や自営の会社等が経営環境の悪化等により事業活動が縮小し、休業等を行った結果、収入が著しく減少された方 ※ 解雇、退職、倒産、休業、営業停止、売り上げの減少など 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止による、小学校等の臨時休業等に伴う家族の方等の休暇取得により、収入が減少された方	都市政策課 0493-72-1221 内線251～255
18	身近な就職相談	ハローワークの求人情報を提供するほか、求職の方法や心構えなどのアドバイス等を行います。	第3水曜日 事前に予約が必要です。	にぎわい創出課 0493-72-1221 内線231・232
19	事業者向け相談	事業者向けの各種給付金、支援金のご案内のほか、セーフティネット保証等における町の認定手続きを行います。	随時電話でご相談に応じます。  小川町商工会（☎72-0280）でもご相談をお受けしております。 資金繰りに関するご相談は、金融機関も相談窓口を設けております。	にぎわい創出課 0493-72-1221 内線231・232
20	労働相談	新型コロナウイルス感染症に起因した、失業や休業等に伴い、生活維持が困難な方への各種支援策の紹介等、働く皆さんへの各種支援措置などをご案内いたします。	随時電話でご相談に応じます。	にぎわい創出課 0493-72-1221 内線231・232
21	<a href="#">自立支援医療費（精神通院）の有効期間の延長</a>	自立支援医療費（精神通院）の受給者証の有効期間を1年間延長します。	対象：令和2年3月1日から令和3年2月28日に有効期間が終了する方 内容：延長するにあたり、手続きはなくても、現在使用している受給者証の有効期間を読み替えます。	健康福祉課 0493-72-1221 内線156
22	<a href="#">精神障害者保健福祉手帳用の診断書の提出猶予について</a>	精神障害者保健福祉手帳用の診断書の取得のみを目的として医療機関を受診する方の更新時の診断書の提出を1年間猶予します。	対象：令和2年3月1日から令和3年2月28日に有効期間が終了する方のうち、精神障害者保健福祉手帳の更新時に、診断書の取得のみを目的として医療機関を受診する方 内容：手帳の更新申請は必ず行ってください。所持している手帳の有効期限から1年以内には診断書の提出が必要となります。	健康福祉課 0493-72-1221 内線156

各支援の適用条件をご確認のうえ、詳細について各窓口にお問い合わせください。